

【タイトル】 税務研究部会 第40回通常総会

【日時】 平成23年4月27日（水）

【場所】 アンフェリシオン

【概要】

第一部は、講師に江東東税務署から統括国税調査官（法人課税第一部門）の高橋潤子氏を迎えて講演頂いた。

冒頭は、東日本大震災に伴う話で、申告期限の延長についての説明であった。次に、法人が支出する義援金について「国等に対する寄附金」又は、「指定寄附金」に該当すればいずれも全額が損金に算入できると説明があった。



「7割に申告漏れ」と高橋法1統

続けて、我々にとって最も興味深い税務調査に関するお話となった。調査の目的は、国税庁の使命である、適正・公正な税務行政の推進を図るためであり、税務署が実施した調査のうち 7割に申告漏れが見られ、そのうち約3割に不正が発覚していることが現実であるという。

調査の事前準備としては、過去の申告書を比較したり、様々な情報を検討する。調査において申告内容に誤りが認められた場合、誤りを是正するための修正申告を行なうことになるが、申告内容に誤りがなく、かつ、指導事項もないときには、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付する。

なお、修正申告を行なう場合の留意点として、修正申告を提出した日が追徴金の納付期限であり、1日でも遅れると納付遅延となるため注意すること。



総会議長の 窪田部会長

災害時における税務上の取り扱いと、税務調査の具体的な流れについて判り易い講演であった。

第二部の総会では、窪田部会長が議長となり、上程された議案が全て承認可決された。